

# 2021年度 熊本県人教「研究課題」

## Ⅲ 社会教育

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、県人教や各市町村で毎年取り組まれてきた講演会や人権フェスティバル等を縮小したり中止をせざるを得ない状況でした。私たちの取り組みが制約される中、「トイレットペーパーの買い占め」「感染者を受け入れた病院に対する誹謗中傷や医療関係者・その家族への嫌がらせ」「感染者捜しと排除」「行き過ぎた注意喚起行動」「インターネットでの中傷」「ネット環境の有無での学力の格差」等々の姿として社会の人権状況があまりだされました。

このような人権の確保が危ぶまれる状況だからこそ、社会教育の必要性・重要性が増し、とりわけ推進する責務がある行政の役割は大きくなっていきます。

2002年3月、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地对財特法）が失効し、部落問題の早期解決に向けた取り組みは、特別措置ではなく一般対策として工夫しながら継続して行うことになり19年が経過しました。しかし各種意識調査からみても、今もって根強い差別意識が存在していることがわかります。行政書士等による戸籍の不正入手・密売事件、差別落書、インターネット上での差別書き込みや地名総鑑ともとれる文書の掲示、身元調査による結婚差別、教育現場での差別発言、「統一応募用紙」違反などによる就職差別事

件等、部落差別事象は解消されていないばかりか、より深刻化しています。

また、ヘイトスピーチに象徴される排外主義の横行など、マイノリティの尊厳を脅かす不寛容が蔓延しています。また神奈川県相模原市で起きた障害者施設襲撃事件など、優生思想も根強く存在します。貧困の世代間連鎖がますます深刻化し、生活環境によって子どもたちの将来が左右される現実があります。それでいて、厳しい現実を生きなければならぬ人々たちに対する「自己責任論」「本人の怠惰」といった冷淡な視線が向けられたり、人の価値を「生産性」で語ることまで起きています。

2015年3月に熊本県から出された「人権に関する意識調査報告書」には、いまだに部落差別意識が解消されていないことが、はっきりと表れています。中でも「かりに、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区と呼ばれる地域の人であるとわかった場合、あなたならどうしますか。」という問いに、「親として反対」が29・7%、「反対があれば、結婚を認めない」が3・4%、「絶対に結婚を認めない」が2・0%と、全体として35・1%の県民が、いまだに部落差別をすると考えています。2004年調査（「かりに、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区と呼ばれる地域の人であるとわかった場合、あなたならどうします

か。」という問いに、「親として反対」が30・0%、「反対があれば、結婚を認めない」が4・1%、「絶対に結婚を認めない」が3・4%と、全体として37・5%が反対）とほとんど変わらない実態が明らかになりました。これが、同和対策審議会答申から50年以上を経過した熊本の現実でもあります。一日も早く克服しなければなりません。

法整備の面では昨年度までに、「部落差別解消推進法」の具体化の取り組みとして、菊池市、合志市、大津町、宇城市、美里町、宇土市、菊陽町、小国町、阿蘇市、高森町、玉名市において条例の改正や新たな条例策定がなされました。さらに熊本県も2020年6月29日に「熊本県部落差別の解消に関する条例」を施行し、部落差別の解消のための施策実施を国及び地方自治体の責務であることを規定しました。行政をはじめとした社会教育に関わる私たちのこれまでの取り組みを見直し再構築することをせまっています。

新型コロナウイルス感染症によってあぶりだされた社会状況と社会変化の加速が進む中、「一人も取り残さない」ように、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて県内各市町村での取り組みに相互学び合いながら、人権が確立されたまちづくりを進めていかななくてはなりません。何かがあったときにくずれない「ひとつひとつのつながり」や社会制

度づくりにも取り組む必要があります。  
 私たちは、より多くの人びとと結んで、部落問題解決を重要な柱とした人権教育のいつそうの推進を図っていききたいと思えます。

## 1 人権のまちづくり

熊本県人教は、「まちで生活するすべての人が『居場所』と『出番』、『役割』があつて、なかまがいる」まちづくりを「人権のまちづくり」として提起してきました。これまでの研究大会では、地域におけるさまざまな人権課題を明らかにしつつ、差別の解消に向けた取り組みをとおして、人と人との出会いと豊かなつながりを取りあげ、「被差別の当事者にとって住みやすいまちは、すべての人にとって住みやすいまちである。」をキーワードとして共有してきました。

その実現に向けて、住民が主体的に参画し、地域共同体としてすすめる取り組みを構築する必要があります。そのために、行政、教育、自治会、運動団体、企業、宗教団体、NPOなど、多様な立場の人たちとつながり、地域の将来像を共有し合うことが重要です。その具体像を、研究大会をとおして実践を交流していきましょう。あわせて、「自分自身は地域の人権課題に対してどのような立ち位置にいるのか」と自らを問い、常に反差別の視点、人権を侵害されている人々の視点に立つことの確かさを共有しましょう。

## 2 子どもを守り育てる地域の教育力の充実

「同和」教育は、厳しいくらしの実態がある子ども

もへの教育を保障するために、学校教育だけではなく、社会教育、医療、福祉分野などで活動する人たちがつながりながら、子どもの育ちを保障していく取り組みをつくり出してきました。また、子どもたちが自らの社会的立場について認識し、差別をなくす主体者として生きようとする地域活動を構築してきました。

そうした取り組みをすすめるうえで、学校と地域住民のネットワークを組織し、子どもの育ちを地域全体で保障しようとするコミュニティづくりは欠かせません。社会的に不利な状況にある子どもたちが安心していきいきと学び、自己実現を図ることができるように、地域住民が協働する教育活動が必要で

す。  
 子どもたちをとりまく差別の現実を明らかにし、学校・園・所、家庭、地域のさまざまな立場の人や組織がつながり、子どもの育ちを保障していきましよう。部落の子どもたちをはじめ、すべての子どもたちが自分と社会の関わりを認識し、差別撤廃・人権確立をめざす主体として生きる力を高める取り組みを、学校教育と社会教育の連携のなかでつくっていくことが必要です。子どもを支えるネットワークの継続化、継承のあり方を交流しましょう。

## 3 部落解放子ども会活動の充実

部落解放子ども会は、部落差別に抗しながら生きてきた地域の先達の知恵と豊かな人間性や文化を学びながら、子どもたちが自らの社会的立場を自覚し、ふるさとに誇りをもってほしいという地域の人々や親の願いによつて組織され、取り組みをすすめてきました。その活動をとおして、子どもたちはな

とともに学習や生活への意欲を育んでいき、その姿を研究大会で交流しながら解放子ども会活動の充実に取り組んできました。

しかしながら、少子化や地域コミュニティの変容、行政の予算削減などを背景に、部落解放子ども会活動が停滞している地域もみられています。解放子ども会活動で育った子どもが青年となって次の取り組みの担い手になるようなサイクルの構築とともに、次の担い手となる解放子ども会活動の充実が求められています。

## 4 地域住民が主体となつて取り組む活動の展開

地域には様々な人権課題があり、その内容は複雑化、多様化しています。特に2020年の新型コロナウイルス感染症等に対する差別問題は、現代社会の差別の現実を露呈させました。

地域に存する人権課題を解決するためには、行政の施策を待つのではなく、住民が地域の状況にあわせて、自ら考え行動するような地域主権の活動が必要で、そこで、地域の自治会・人権推進協議会・ボランティア・NPO等の多様な主体の協働が、まちづくりをすすめるうえでますます重要となつていきます。

これまでの取り組みによつて得られた組織や施設などの地域資産を活用しながら、地域住民のネットワークをさらに強めたり、新たに構築したりすることによつて、地域の課題解決力は高められていきます。さらに、活動に参加する地域住民は、取り組みに参画することによつて自分の存在が地域や他人のためになつていくと実感できるようになります。そのことが、ひいては地域を活力あるものとして再構

築することにつながっていきます。

地域住民が主体となって取り組む「人権のまちづくり」の展開に向けて、さまざまな立場の人が出会い交流し、反差別の視点、社会的弱者の視点に立ったネットワークの構築が求められています。

## 5 学習活動につながる啓発活動の充実

行政によって行われている啓発活動の重要な役割は、住民の命と人権をまもり、くらしを高めるための学習機会を提供することです。そのためにも部落差別解消推進法の理念をより多くの人に啓発し、一人でも多くの人に差別解消の課題が自らの課題と結びつくように取り組んでいく必要があります。さらに「人権教育・啓発推進法」第5条では、地方公共団体の責務として人権施策を策定し実施していくと明記しています。責任ある推進主体がどのような具体的施策を実施しているのか、私たちは問う必要があります。

現在、新型コロナウイルス感染者等に対する差別やヘイトスピーチや差別落書きなど、差別は後を絶ちません。被害者救済の視点に立った法や制度の構築が引き続き求められています。

そうしたなか、町村合併や組織体制の変更を背景に、啓発活動が後退している地域が見受けられます。啓発活動は、担当部署の担当者だけですめるものではなく、全ての職員が職責として果たすものです。また、単に人権に関する行事を遂行することだけが目的ではなく、住民のなかにあるさまざまな偏見や差別につながる因習・迷信の不合理を明らかにし、生活のあり方を問い直すものでなければなりません。その営みをとおして、あらゆる差別の撤廃

と、全ての人びとの人権の確立をめざしていきましょう。

人権教育・啓発を推進し、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない社会をつくるために、行政・企業・社会教育関係団体・労働組合・宗教界・マスクミ・人権団体などの啓発主体が連携し、多様なネットワークを構築しながら活動をすすみましょう。

## 6 識字運動の深まりと拡がり

識字運動は、奪われた文字を取り戻す活動を通して、差別を見抜き、差別と闘うことのできる主体者を育てていくことをめざす「地域からの教育改革」の原点です。識字の意義や内容について理解を深めながら、識字にまつわる地域の要求を掘り起し、地域社会に人権文化を拡げる運動として取り組んできました。

識字学級のなかには、近年、新たな取り組みとして、外国につながる人、「障害」のある人、「学び直し」を求める人などに対する学びの場としての役割をもつところもあります。「識字の灯を消さないで」と活動している地域や全国の研究大会の場で交流を求める意見があるなか、識字学級の成果を普遍化させ、地域における学びのセーフティネットとしての取り組みの構築が急がれます。

また、2016年12月に、夜間中学などの就学機会の提供を自治体に求める「教育機会確保法」が成立し、2020年までに全国で10都道府県34校が設置されました（熊本は未設置）。私たちは、現代社会の中で、学ぶ機会を奪われてきた人たちの存在を忘れてはなりません。今後、夜間中学校を必要とする人の掘り起こしをすすめるとともに、ニーズを整

理することが必要です。また、識字運動を成人基礎教育と関連の中で捉え実践していくことも大切な視点として提起されています。

多様な教育ニーズがあるなか、識字運動が現在においてどのように活かされ発展しているか、論議が必要です。

識字運動を通して、教育関係者や行政が果たしてきた役割を明らかにし、その成果をまちづくりの中に活かし、部落差別をはじめさまざまな人権課題の解決の展望を拓いていきましょう。また、識字学級、夜間中学校、定時制・通信制高校、日本語教室などのネットワークづくりをすすめ、さまざまな状況の中で学びを奪われている子どもやおとなの存在を明らかにし、学びをとりもどす運動をすすみましょう。

## 7 地域における文化活動の創造

「演劇」「まつり」「解放文化祭」「和太鼓」などの活動を通して、地域の歴史、くらしと仕事と結びついた、うたや踊りなどの文化活動が見直されてきています。この活動は、過酷な部落差別に立ち向かってくらししてきた人々の生き方から学び、その中にある人間性の豊かさや魅力をなかまとともに再発見していこうとするものです。同時に、民衆が真に主体となった人権確立をめざす文化と価値観を創造していこうという人間解放の根源につながる営みです。地元で伝わる伝統行事や文化活動の歴史的経緯を学び伝えようとしている子どもたちの姿がそこにあります。こうした活動の中から地域でくらす外国人との交流を図る取り組みも生まれています。まさに、「人権文化」の創造の取り組みです。

このような活動をとおして生みだされる成果を大

切にしながら、部落内だけでなく、全ての地域でそれらを共有化していく取り組みをすすめる必要があります。

地域における文化活動の創造にあたっては、差別の中を生き抜いてきた人々の歴史、芸能、伝承、仕事など、さまざまな文化を掘り起こし、その豊かさを引き継ぎ、さらに創造・発展させることが必要です。差別に立ち向かって生きてきた人々の生活の中にある「たくましさ・やさしさ・かしこさ」や自信と誇りを明らかにし、生活を高める課題に取り組みなくてはなりません。これらの取り組みから引き出される成果・課題を大切に、部落内だけでなく、「人権のまちづくり」に向けて、行政や住民が協働して、すべての地域でそれらを共有化していく取り組みをすすめていきましょう。

## 8

### 私たちがめざすまちづくりに向けて

「自分が他者から必要とされている」という実感が人にとって何よりの力になります。その実感を子どもだけでなくすべての人が持てるように、私たちは教室や学校だけにとどまらず、社会教育分野にまでフィールドを拡げていきました。そこから「被差別の当事者にとって住みやすいまちは、すべての人にとって住みやすいまちである」ことを明らかにしてきました。

さらに「社会的包摂（社会につつまこむ）機能」を高めていく様々な地域での活動を、「部落差別をはじめあらゆる差別を解決しようとする子どもたちの育ち」につなげていく。これが「子どもの育ちを保障する人権のまちづくり」で行っていく研究活動です。

次の5点から研究を深めていきましょう。

- ① 自己の家族や共同体と向きあう中で、行政の取り組みと「共助（となりの誰かといっしょに。様々な機関といっしょに）」を連動させながら、「自助」（エンパワメント）する力を引き出していく地域活動づくり
- ② 社会的に排除されている子どもたちの実態把握
- ③ 乳幼児期の子どもたちをはじめ、すべての子どもたちの人権確立をめざす「つながり（ネットワーク）」と「役割分担と協働（チームワーク）」づくり
- ④ すべての人の社会参画（居場所・出番・役割）を実現するまちづくりとそのための教育・文化活動づくり
- ⑤ 社会との関係性を濃くする各世代、地域コミュニティなどにおける「学ぶこと」によってつながる、つながることによってさらに学ぶ「人権学習活動づくり

SDGsが掲げる「誰も置き去りにしない」世界の実現のために、平和で持続可能な「人権のまちづくり」に挑戦していく地域住民を増やしていく。自分の故郷の差別は自分の故郷でなくす。そんな営みを熊本のすべてのまちに実現することをめざします。

### 市町村の取り組み

#### 〈部落「内学習の取り組み」〉

①南関町では、1983年まで部落の子どもの学力保障の取り組みは、高校の同和教育推進教員が家庭を訪問して実施する形で行われていました。

その間、小中学校推進教員等の粘り強い家庭訪問のかかりにより、1986年には解放子ども会が

発足し、部落の子どもを中心に学習活動が始まりました。子どもたちの生活課題をもとに子ども会活動への保護者による支援も加わり、1990年には発足な学習活動へと発展していきました。1991年2月、解放文化祭での演劇発表も実現しました。ところが、同年に町議会が隣保館建設を決議したことで部落を二分する対立が生まれたのでした。

根強い差別意識によって、いつまでも身元調査を受けないかと懸念した部落の人びとは、解放運動に歯止めを掛けたのです。しかし、解放子ども会で学習してきた子どもたちは、自分たちが育んだきずなの大切さを訴え、あくまでも解放子ども会の存続を求め、苦難をくぐりながらも耐えてきた運動体の支援により、存続が叶えられました。

その後の学習会は、部落外の子どもたちにまで対象を広げて、今日の『きずな解放子ども会』を生み出してきています。現在、南関第四小学校の全児童がこの会に参加し、毎週月曜と木曜夕方の学習に励んでいます。児童生徒支援教員をはじめとする指導者の毎回の人権講話は、子どもたちの人権感覚を鍛え、感性豊かな子どもたちの姿は、参加させる保護者の信頼を勝ち得ています。

また、中学、高校へと進んだ生徒たちの中には子ども会が心の居場所となつて、学習会のよさを他校区の生徒たちにも広げ、部活動に疲れた体もいとわず、センターにやってくるなかまの和を強めています。

そして、荒尾・玉名地区解放子ども会との合同キャンプの実施、町人権フェスティバルでは、毎年プログラムを企画して、町民への啓発活動を展開しています。子ども会学習会の成果は各学校にも紹介され、「センターができるまで」の現地学習の舞台となり、他の学校からも訪問が続けられています。

一方、80年代に続けられた成人識字学級で生まれた教材は、県同教版人権教育読本「きずな」にいくつも掲載されて、県内の子どもたちの人権学習教材となってきました。しかし、学級生の高齢化・少数化により、現在では町が主催して年に3回実施される集会所学習会が成人学級の場となり、町行政職員、教職員、PTA、運動体、地域住民や隣接町関係者の参加者を加えて、部落問題を中心とした学習機会を提供しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対象を各小中学校の校長・人権教育担当教諭とし、規模を縮小して実施しました。第1回は「人(私)はなぜ差別をするのか?」差別解消をめざして」として、地域人権教育指導員 大石 和幸さんに講演頂きました。また、この学習会の内容を踏まえて、各学校の全教職員を対象とした、研修会を学校ごとに実施依頼を行いました。

②山鹿市鹿本地域では、部落差別によって満州(現中国)へ開拓団として送り込まれ、1945年8月17日に、日本の開拓団史上例のない非業の最期を遂げられた276名の慰霊と不戦を誓い、差別のない社会を創造するために来民開拓団の慰霊祭が1946年から行われ、毎年8月17日に開催されています。太平洋戦争終戦の2日後に、なぜ、集団自決をしなければならなかったのか。亡くなられた276名の半数を超える140名以上が15歳以下の子どもたちだった事実は、あまりにも残酷すぎます。慰霊祭は、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場を屋外に移動し地区内にある殉難者供養塔前で、参列者を制限し、式時間も短く開催されました。

例年であれば、慰霊祭は教育集会所で開催し、解

放子ども会児童代表による献灯・献花・折鶴奉納、追悼のことばがあり、そして市長による慰霊のことばがあります。その後、小中高保護者代表による誓いのことばがあり、参加者全員で慰霊の歌(来民開拓団の歌)の合唱が行われ、最後に遺族会会長があいさつをされます。慰霊祭終了後には、供養塔で解放子ども会児童代表による献灯・献花・折鶴奉納が行われ、地元の子どもたちによる子ども御輿が町内を練り歩きます。これは、犠牲になった多くの子どもたちをはじめ、来民開拓団で亡くなられたすべての人びとへの慰霊と、部落差別をはじめ全ての差別を解消し、恒久平和を子どもたちとともに啓発するために行われています。

### 住民意識調査の結果を受けて

#### 取り組んだこと

①荒尾市では、今後の人権問題の解決を図るための基礎資料を得ることを目的として、2019年11月に「人権に関する市民意識調査」を行いました。調査は、20歳以上80歳未満の市民の中から2,000名を無作為に抽出して、郵送で調査票を配布、郵送もしくはインターネットで回答(無記名)していただく形で実施し、713名から回答をいただきました。(回答率35.7%)

今回の調査結果については、前回調査(2011年2月)との比較を含めた分析と考察を行い、2020年12月に「人権に関する市民意識調査報告書」を作成し、公表しました。今後は、今回の調査結果や報告書をもとに「荒尾市人権教育・啓発基本計画」(仮称)の策定を予定しています。

②南阿蘇村では、熊本地震による復興・復旧に関わ

る急激な生活環境の変化や人口減少等の課題に直面したことから、2015年に策定した「第2次南阿蘇村総合計画」の改訂版(前期基本計画…2017年~2020年)を作成し、「誰もが住みたい住み続けたい村」を築きあげるための基本構想・計画の一部見直しを行いました。本改訂版においても引き続き人権尊重を基本とした啓発活動の推進を図り、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に向けて努力し、差別のない明るい村の実現を目指しています。本計画の中には部落差別(同和問題)をはじめとして、高齢者、「障害」者、女性などに対する差別や偏見の解決に努める必要があると明記しています。

以上のことを踏まえ、さらに人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進していくうえの基礎資料とするため、2017年11月に「南阿蘇村人権に関する村民意識調査」を実施しました。この調査結果に基づき、現状と課題を検証したうえで、第2次南阿蘇村人権教育・啓発基本計画を策定しました。今後も当計画に基づき、発展的な人権教育・啓発活動に努めていきたいと考えています。

③宇城市では2011年3月策定した市人権同和教育・啓発基本計画が10年経過を前に、基礎調査として人権に関する市民意識調査を2019年11月に実施しました。20歳から75歳までの3,000人を無作為抽出し、1,248人の方から提出いただきました(回収率41.6% 前回33.01%)。

県や10年前の調査と比較分析し市における現状把握をし、2020年度策定した第2次宇城市人権同和教育・啓発基本計画へ反映させ、宇城市民憲章の「お互いを思いやり、一人ひとりが豊かに暮らせ

る『人権』のまちづくり」に向け進めていきます。2020年度は、概要版の作成を行い市民意識調査の分析を行いました。ホームページ等で公表を予定しています。

## 〈すべての人びとにわたる取り組み〉

### (1) 広報活動を通して

①玉東町では、町広報紙「人権通信 ころろ」による啓発に取り組んでいます。毎月A4サイズ1ページ程度掲載しています。新型コロナウイルス感染症関係の差別防止情報も掲載しています。

②南関町では、町民、企業などに「様々な人権に関する」疑問や悩みに分かりやすく応え、人権について町民に考えてもらうために人権啓発リーフレット「幸せをもとめて」を発行しました。本年は、新型コロナウイルス感染症による差別事象事件を解消するための特集を掲載し、全戸配布を行いました。また、「広報なんかん」に毎月「人権の話」をテーマに掲載しています。日常生活の中で起っている差別に対する気づきや他者を労わる事の大切さに触れて、人権問題を身近に考えてもらうことで、人権を大切にする意識づけと、人権意識が高まる取り組みとして役立っています。

③和水町では、北朝鮮による拉致被害者である蓮池薫さんに、「拉致問題による人権侵害問題」と題した寄稿をいただき、町の広報紙に掲載しました。蓮池さんの体験から、人権侵害問題について、町民が深く考えるきっかけとなるよう、今後も啓発活動を推進して参ります。

④山鹿市人権のまちづくり推進協議会では、市民が住みやすく、心やさしく、お互いに助け合い、人権を大切にするのが当たり前の「人権のまちづくり」を目指し、「くらしとじんけん」を毎年発行しています(年1回、3月末。市内全世帯配布)。本市の人権教育・啓発の様々な取り組み状況について、当年度分を集約して紹介することで、市民の皆さんに各種研修会等の様子を分かりやすくお伝えし、積極的な参加を促し、自己の人権感覚を磨ききっかけとなっています。

「くらしとじんけん」の他に、「広報やまが」に年5回、「人権啓発だより」として、市民の人権意識の啓発につながる内容や、本市の人権教育及び啓発の取組みをタイムリーに市民に報告しています。

2020年度は、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例の制定について、条例の主な改正点1部落差別の解消に向けた基本理念が新たに定められたこと、II県の責務を明らかにし具体的な施策が定められたこと、III身元調査の規制が強化されたことについて分かりやすく示し、「部落差別のない社会の実現に向けて、私たちみんなを取り組んでいきましょう」と啓発しました。

⑤大津町では人権問題をより深く身近に捉えてもらうため、毎月発行している町広報紙にシリーズ「輝く人権」として、部落差別をはじめさまざまな人権課題の記事を掲載し、広報活動を行っています。

また、「人を大切にするまち大津町」をテーマに町・地域・企業・学校関係の人権教育・推進の取り組みを紹介したチラシを発行し、出前講座や人権教育研修会などで活用し幅広く町民に啓発を行っています。

人権問題は自分自身の問題であると捉えることが

大切です。町民一人ひとりが人権意識を高めていくよう啓発活動を続けていきます。

⑥菊陽町では、毎月一回発行の町の広報紙「きくよう」にA4一枚の枠で「ゆたかな心をはぐくむ人権のひろば」のコーナーがあります。2009年の5月からスタートして2021年3月現在で掲載回数は143回になりました。保育園児の日常のくらしが見えるつぶやきや生活画、小学生・中学生の人権学習の中で学んだことを綴った人権作文や人権標語、町人権子ども集会での発表の様子、「人権に関する菊陽町民意識調査結果」・「菊陽町部落差別解消推進条例の施行(2020年9月11日)」、「新型コロナウイルス感染症をめぐる不安や差別に対抗するために」などの人権に関する情報の提供等を行っています。子どもたちの学びの姿に元気をもらい、また、様々な人権に関する知識理解を深め、子ども・家庭・地域社会がつながって人権尊重の町づくりを図る一助としています。

⑦小国町では、広報紙やケーブルテレビで、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見・差別の防止に向けて啓発を行いました。

⑧高森町では、2009年に「高森町人権教育・啓発基本計画」を策定し、町人権同和教育推進協議会の行政部会・社会教育部会・学校教育部会・就学前部会の4部会を軸に関係機関や関係団体と連携し、教育や啓発に取り組んできています。

しかし、策定から10年が経過し、社会情勢の変化やそれに伴う人権問題に関する状況の変化もあり、また住民の意識にも変化が生じている状況から、これまでの成果を検証し必要な見直し等を行い、

2020年3月、より実効性のある計画となるよう「高森町人権教育・啓発第2次基本計画」として改訂しました。

そこで、住民福祉課と教育委員会が連携し、本計画に示された「人権の重要課題」についての「現状と課題」、課題解決に向けての「取組の方向」について、広く町民の方々への教育・啓発を推進するために、「たかもりポイントチャンネル」（町内ケーブルテレビ）を活用し、人権意識の高揚を図っています。また、月に1度発行する広報誌「たかもり」においても、「たかもりポイントチャンネル」で取り扱った内容とリンクさせ、周知の徹底に努めているところです。

コロナ禍で研修等が中止せざるを得ない中、町内児童生徒の人権標語等を「たかもりポイントチャンネル」を活用し、積極的に配信するとともに、「人権のまちづくり」の一助として、園児・児童生徒の人権作文集「地鳴」を町内全戸配布するなど、人権教育や人権啓発を総合的かつ効果的に推進しているところです。

⑨宇土市では、人権問題を身近に考えてもらうため、シリーズ「私たちと人権」と題して、年4回、市広報紙に人権に関する記事を掲載しています。県の研修テキスト等を参考に、様々な人権課題を取り上げたり、「人権週間」などの啓発強化期間の紹介も行っています。さらに、2020年度は新型コロナウイルス感染症に関する記事を2回掲載し、感染者やその周りの人に対する人権への配慮について啓発しました。

また、市で募集した子ども人権作品（標語・ポスター・作文）の受賞作品を紹介し、市民の皆さんに人権問題について関心をもってもらうための取組を

行っています。

⑩宇城市では、「お互いを思いやり、一人ひとりが豊かに暮らせる人権のまちづくり」を掲げ、人権尊重のまちづくりを推進するため広報紙による啓発活動を行っています。

広報「ウキカラ」（毎月1日23,600部発行）において、毎月「みんなで学ぼう」シリーズでは、県の「人権教育・啓発基本計画」より「人権の重要課題」を取り上げ、部落差別をはじめとしたさまざまな人権課題の広報を行いました。

人権にかかる問題はわたしたちの一人ひとりの課題であり、市民の皆さんへ差別解消に向けた考え方を身近に感じてもらうことが大切だと捉えています。

今後も「お互いを思いやり、一人ひとりが豊かに暮らせる『人権』のまちづくり」という市民憲章の目標に沿って、今後も多くの市民に読んでいただけるよう、身近な題材を取り上げ、情報発信と啓発を続けていきます。

⑪八代市では、社会教育における活動として、八代地域行動計画の柱の一つである「人権感覚豊かなふるさとづくり」の具現化に向け、地域住民自ら人権意識を高めお互いを尊重し合える「人権のふるさとづくり」を推進し、地域団体等と教育関係の繋がりを密にすることで、地域住民自ら人権意識を高め、お互いを尊重し合える、人権のネットワーク構築を目指しています。

2020年度においては、「人権のまちづくり事業」として、2009年度から毎年3校区程度を推進校区として指定し、各校区のまちづくり協議会と連携しながら住民への広がりにつなげる取組や方法に

ついて幾度となく協議を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、さまざまな活動が制限され、人権啓発活動も多くの人が参加する啓発イベントを実施する形での推進はできませんでした。参加者の限定や適切な換気をもって三密を避け、マスク着用や事前検温などの感染対策を講じて開催した啓発講演会（LGBT講演会）を市生涯学習課と共催開催できた校区もあり、今後の事業のあり方に繋げることができました。

また、人権月間の取組として、市立図書館全館での関連書籍特設コーナーの設置や啓発お話会の開催、生涯学習団体が発表を行う生涯学習発表会での人権作品の展示などの取組を実施しました。ここでも新型コロナウイルス感染症の影響下であったため制限を受けての取組となりましたが、これらの取組ができたことは絶え間ない啓発に繋がるものでした。引き続き、住民が人権問題についての学びの機会を提供し、「人権のふるさとづくり」の推進を図っていきます。

⑫湯前町では、「人権図書」を購入し、図書館に寄贈しました。また、図書館に人権コーナーを設置しました。

⑬上天草市では、広報誌「上天草」を月に1度発行しています。その広報誌の中で、人権に関するページを設けており、様々な人権問題を取り上げ、記事を掲載しています。たくさんの方に目にしてもらえるよう、難しい言葉は使わず、わかりやすく説明できるように心がけています。少しでも多くの人が、人権問題を身近に感じ、人権意識の高揚を図れるよう、これからも継続してまいります。

⑭熊本市教育委員会では、「『人権学習の指導改善』をめざした授業づくり学習指導案集 じんけん1〜10」を作成し、市立の全幼稚園・小学校・中学校・高校等に配布しています。2017年には、『じんけん5〜10』のデータを熊本市教育委員会のインターネット上に格納し、学校職員のPCからデータ検索できる「じんけんナビ」を作成しました。2019年4月からは、より活用が図られるようウェブ上で利用ができるようにし現在も公開しています。

2020年度は新型コロナウイルス感染症に関する偏見差別防止のための授業用スライドを適宜作成し、学校での活用を促しました。また、保護者向け啓発動画を熊本市公式のYouTubeにアップし、公開しました。

⑮益城町では、毎月『広報ましき』において「人権教育シリーズ」を掲載し、人権教育啓発に取り組んでいます。原稿については、部落差別をはじめあらゆる差別や人権問題について、町民一人ひとりが自らのこととして考えることができるように、身近な差別・人権問題をテーマにして執筆しています。

⑯菊池市では、人権啓発リーフレット「ふるさと」を年3回発行し、全戸配布しています。毎回、その時期に伝えたい人権に関する問題をテーマにし、地域人権教育指導員が主体となつて、市民の皆さんにわかりやすい言葉で、見やすく工夫を凝らして作成しています。2020年度は、6月号で、新型コロナウイルス感染症によるステイホームの中でできる人権すごろくを掲載しました。家庭で子どもと人権すごろくをして、楽しい対話ができたと好評でした。11月号では、市民意識調査の結果を一部紹介したり、

菊池市人権・同和教育推進協議会の各部会（行政推進部会、就学前教育部会、学校教育部会、進路保障部会、社会教育部会、校区人権啓発部会）の取組を紹介しました。3月号では、外国人労働者についてをテーマに、菊池市で働く外国から来た若者3名を取材し、夢の実現に向けてどのような思いで働いているのかを伝えました。また、きくち広報では、毎月「人権教育シリーズ」のコーナーで、地域人権教育指導員により、さまざまな人権問題を取り上げた記事を掲載しています。

⑰山都町では、町広報紙「広報やまと」に毎月「わたしたちの人権」のコーナーをA4サイズ1ページ掲載しています。本年1月号からは2020年度に町内の小中学校及び矢部高校から募集した人権作文の優秀作品12点を毎月1点掲載しています。また、町民に対して、部落差別（同和問題）をはじめとした様々な人権課題について周知しています。

## （2）人権フェスタ等

①荒尾市では、一人ひとりの人権を尊重し、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題を市民とともに考え、「心の温もり」のあるまち・荒尾をつくるため、2001年度から毎年12月の第1土曜日に「荒尾市人権フェスティバル」を開催し、市民向けの最大の啓発の場として取り組んでいます。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や7月の豪雨の影響で、開催に向けた実行委員会を開催できず、関係団体やステージ発表予定校などと個別での打ち合わせ等を重ねて、何とか開催する方法を模索しましたが、8月に中止を決定しました。

②玉名市では、「第2次玉名市人権教育・啓発基本計画」において市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、互いに認め合いながら、共に生きる社会づくりを目指し、人権教育・啓発を図っているところです。毎年8月の夏休み期間に、正しい理解と認識をもつて人権意識を高めることを目的とし開催している玉名市人権教育研究大会ですが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため残念ながら中止になりました。また、玉名市人権教育推進協議会の総会については書面での開催に、玉名市で予定していた市民向け講座や職員向けの研修などについても中止になりました。教職員の研修については、中止されたものもありましたが、時間を短縮するなど工夫して取り組まれています。

多くの事業が中止等を余儀なくされましたが、人権週間期間に伴う作品展示、街頭での啓発活動については行うことができました。

市内の保育所・小中学校を対象に募集した「家族でつくる人権標語」、「人権啓発ポスター」を文化センターに展示し来館者にご覧いただきました。（地元ケーブルテレビでも展示の様子や作品の紹介をしていただきました。）

標語やポスターには、子どもたちの相手や仲間を思いやる温かい言葉や、心の声を形にした絵であふれていました。中には、コロナ禍について表現されたものもありました。作品から子どもたちが発信するメッセージは、見た人々の人権問題への関心を深め、人権意識の高揚につながったものと思います。

12月4日には、玉名市人権啓発課、玉名市人権擁護委員と合同で、市内の大型量販店2か所にて人権啓発グッズの配布を行い啓発活動に努めました。

今後も新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ、国・県や他市の活動を参考にし、積極的に人権